

平成24年9月3日

薬事・食品衛生審議会
食品衛生分科会長 岸 玲子 殿

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
農薬・動物用医薬品部会長 大野 泰雄

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
農薬・動物用医薬品部会報告について

平成24年7月13日付け厚生労働省発食安0713第3号をもって諮問された、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づくクレスキシムメチルに係る食品規格（食品中の農薬の残留基準）の設定について、当部会で審議を行った結果を別添のとおり取りまとめたので、これを報告する。

クレソキシムメチル

今般の残留基準の検討については、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定依頼及び魚介類への基準値設定依頼が農林水産省からなされたことに伴い、食品中の農薬等のポジティブリスト制度導入時に新たに設定された基準値（いわゆる暫定基準）の見直しを含め、食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、以下の報告を取りまとめるものである。

1. 概要

(1) 品目名：クレソキシムメチル [Kresoxim-methyl (ISO)]

(2) 用途：殺菌剤

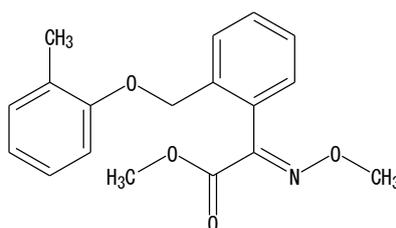
ストロビルリン系の殺菌剤である。作用機構はミトコンドリア内のチトクローム電子伝達系阻害による呼吸阻害で、結果として孢子発芽及び菌糸伸長を阻害すると考えられている。

(3) 化学名：

Methyl (*E*)-methoxyimino [α -(*o*-tolylloxy)-*o*-tolyl]acetate (IUPAC)

Methyl (*E*)- α -(methoxyimino)-2-[(2-ethylphenoxy)methyl]benzeneacetate (CAS)

(4) 構造式及び物性



分子式	C ₁₈ H ₁₉ NO ₄
分子量	313.3
水溶解度	2.0 mg/L (20°C)
分配係数	log ₁₀ Pow =3.43 (25°C)

(メーカー提出資料より)

2. 適用の範囲及び使用方法

本剤の適用の範囲及び使用方法は以下のとおり。

【作物名】となっているものについては、今回農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づく適用拡大申請がなされたものを示している。

(1) 国内での使用方法

①50.0%クレソキシムメチル水和剤

作物名	適用 病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用 回数	使用 方法	クレソキシムメチルを 含む農薬の 総使用回数
かんきつ	そうか病 黒点病 灰色かび病	2000～3000 倍	200～700 L/10a	収穫 14 日 前まで	3 回以内	散布	3 回以内
	褐色腐敗病 黄斑病	2000 倍					
	そばかす病	2000～3000 倍					
りんご	炭疽病	3000 倍		収穫前日 まで			
	黒点病 黒星病 うどんこ病 モニリア病						
	斑点落葉病 赤星病	1500～3000 倍					
	輪紋病 すす点病 すす斑病 褐斑病	2000～3000 倍					
なし	輪紋病 黒斑病 うどんこ病	3000 倍		収穫前日 まで			
	黒星病						
	炭疽病	2000 倍					
黒星病 うどんこ病 灰星病 縮葉病(休眠 期) 黒斑病							
もも ネクタリン	黒星病 すす斑病	2000～3000 倍	収穫 7 日前 まで				
うめ	うどんこ病 灰色かび病 環紋葉枯病	2000 倍					
	炭疽病 環紋葉枯病						
すもも	炭疽病 環紋葉枯病	2000 倍					
小粒核果類 (うめ、 すももを除く)	環紋葉枯病						

①50.0%クレソキシムメチル水和剤 (つづき)

作物名	適用 病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用 回数	使用 方法	クレソキシムメチルを 含む農薬の 総使用回数	
ぶどう	黒とう病 べと病 枝膨病 晩腐病 灰色かび病 褐斑病	2000～3000 倍	200～700 L/10a	収穫 14 日 前まで	3 回以内	散布	3 回以内	
	うどんこ病 さび病	3000 倍						
かき かき(葉)	うどんこ病 落葉病 炭疽病 灰色かび病	3000 倍						
キウイ フルーツ	灰色かび病	2000～3000 倍		収穫前日 まで				
	貯蔵病害 (灰色かび 病)	2000 倍						
	すす斑病							
あけび (果実)	うどんこ病	3000 倍		収穫 7 日前 まで				
ブルーベリー	斑点病 灰色かび病			収穫 14 日 前まで				2 回以内
さんしょう (果実)	さび病	2000 倍		収穫前日 まで				3 回以内
マンゴー	炭疽病		収穫 21 日 前まで					
バナナ	黒星病	3000 倍						

②44. 2%クレソキシムメチル水和剤

作物名	適用 病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用 方法	クレソキシムメチルを 含む農薬の 総使用回数					
麦類 (小麦を除く)	うどんこ病 赤かび病 赤さび病	2000～3000倍	60～150 L/10a	収穫14日 前まで	3回以内	散布	3回以内					
小麦	赤かび病	500倍	25L/10a									
やまのいも	葉渋病	2000～3000倍	100～300 L/10a	収穫7日前 まで								
きゅうり	うどんこ病 べと病 褐斑病 炭疽病	3000倍		収穫前日 まで								
すいか	炭疽病 つる枯病 うどんこ病	2000～3000倍										
メロン	べと病 うどんこ病 つる枯病											
かぼちゃ	べと病 うどんこ病	3000倍						収穫7日前 まで				
にがうり												
うり類 (漬物用)	うどんこ病 つる枯病 べと病 炭疽病								収穫3日前 まで			
なす	うどんこ病 すすかび病									収穫前日 まで		
ピーマン	うどんこ病 黒枯病											
はくさい	黒斑病 白斑病 べと病									収穫3日前 まで		
たかな たいさい	白斑病									収穫7日前 まで	2回以内	2回以内
いちご	うどんこ病			3000～5000倍						収穫前日 まで	3回以内	3回以内
にら にら(花茎)	さび病 白斑葉枯病			3000倍								
ねぎ	黒斑病 さび病 黄斑病			2000倍						収穫7日前 まで		
わけぎ	灰色かび病			3000倍				収穫21日 前 まで		2回以内	2回以内	
たまねぎ				2000～3000倍				収穫14日 前 まで		3回以内	3回以内	
	灰色腐敗病			2000倍								
にんにく	さび病			2000倍				収穫7日前 まで				
にんじん	黒葉枯病			2000～3000倍								
	斑点病			3000倍								
てんさい	葉腐病 褐斑病		2000倍 2000～3000倍	収穫21日 前まで								

②44. 2%クレソキシムメチル水和剤 (つづき)

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	クレソキシムメチルを含む農薬の総使用回数
食用ぎく	白さび病 黒斑病 褐斑病	3000倍	100～ 300 L/10a	収穫3日前まで	2回以内	散布	2回以内
なばな	白さび病	3000～4000倍		収穫前日まで			
たらのき	そうか病	2000倍		収穫75日前まで			
すいぜんじな	黒斑病	3000倍		収穫14日前まで			
アスパラガス	斑点病	2000倍		収穫前日まで	3回以内		
食用ゆり	葉枯病			収穫7日前まで			
セルリー	斑点病	3000倍		収穫前日まで	1回		
パセリ	うどんこ病			収穫14日前まで			
しそ科葉菜類 (しそを除く)	灰色かび病			収穫7日前まで	2回以内		
しそ	斑点病			4000倍			
	灰色かび病	3000倍					
茶	もち病 網もち病	2000倍	200～ 400 L/10a	摘採10日前まで	3回以内	3回以内	
	炭疽病 輪斑病 新梢枯死症	2000～3000倍					
やまのいも (むかご)	葉渋病	2000倍	100～ 300 L/10a	収穫7日前まで	2回以内	3回以内	
とうがらし類 (ししとうを除く)	うどんこ病	4000倍		収穫前日まで			
ししとう	うどんこ病 黒枯病						
タアサイ	白さび病	3000倍		収穫14日前まで	3回以内		
のざわな	べと病						
葉にんにく	さび病	2000倍		3000倍	収穫3日前まで		2回以内
しゅんぎく	炭疽病						
きゅうり (花)	うどんこ病 べと病 褐斑病	収穫7日前まで			3回以内		
食用金魚草	さび病	収穫3日前まで					
サラダ菜	褐斑病						
らっきょう	乾腐病	200倍	—	植付前	1回	30分間 種球 浸漬	1回

②44. 2%クレソキシムメチル水和剤 (つづき)

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	クレソキシムメチルを含む農薬の総使用回数	
食用トゴア	うどんこ病	4000 倍	100~300 L/10a	収穫 3 日前まで	2 回以内	散布	2 回以内	
食用パンジー		3000 倍		収穫 7 日前まで				
ディル(葉)					収穫 前日まで			
食用西洋たんぽぽ	2 回以内							
きく(葉)				白さび病 黒斑病 褐斑病	3000 倍			収穫前日まで
おおさきな	黒斑病	2 回以内		2 回以内				
ズッキーニ	うどんこ病	2 回以内		2 回以内				3 回以内
食用かえで(葉)			2 回以内		2 回以内			

(2) 海外での使用法 (EU)

500g/kg クレソキシムメチル水和剤

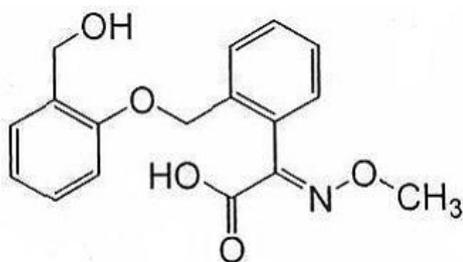
作物名	希釈倍数	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法
ブルーベリー	4000 倍	100L/10a	収穫 14 日前まで	3 回以内	散布
クランベリー					
カラント	5000 倍				

3. 作物残留試験

(1) 分析の概要

① 分析対象の化合物

- ・ クレソキシムメチル
- ・ 2-[2-(2-ヒドロキシメチルフェノキシメチル)フェニル]-2-メトキシイミノ酢酸 (以下、代謝物 M2 という)
- ・ 2-[2-(4-ヒドロキシ-2-メチルフェノキシメチル)フェニル]-2-メトキシイミノ酢酸 (以下、代謝物 M9 という)



代謝物 M2



代謝物 M9

② 分析法の概要

クレソキシムメチル

試料からアセトン又はアセトン・水（4：1）混液で抽出し、ケイソウ土カラム及びシリカゲルカラム、又はシリカゲルカラムを用いて精製した後、ガスクロマトグラフ（NPD 又は FTD）で定量する。

または、試料からアセトンで抽出し、*m*-ヘキサンに転溶した後、シリカゲルカラムを用いて精製し、ガスクロマトグラフ（NPD）で定量する。

または、試料からアセトニトリルで抽出し、グラファイトカーボン・NH₂積層カラムを用いて精製した後、ガスクロマトグラフ・質量分析計（GC-MS）で定量する。

定量限界 クレソキシムメチル : 0.005～3ppm

代謝物 M2 及び代謝物 M9

試料からアセトン・アンモニア混液で抽出し、C₁₈カラム及びシリカゲルカラムを用いて精製した後、ガスクロマトグラフ（FTD）で定量する。

定量限界 代謝物 M2 : 0.01ppm

代謝物 M9 : 0.01ppm

(2) 作物残留試験結果

国内で実施された作物残留試験の結果の概要については別紙 1-1、海外で実施された作物残留試験の結果の概要については別紙 1-2 を参照。

4. 魚介類への推定残留量

本剤については水系を通じた魚介類への残留が想定されることから、農林水産省から魚介類に関する個別の残留基準の設定について要請されている。このため、本剤の水産動植物被害予測濃度^{注1)}及び生物濃縮係数（BCF：Bioconcentration Factor）から、以下のとおり魚介類中の推定残留量を算出した。

(1) 水産動植物被害予測濃度

本剤が非水田においてのみ使用されることから、非水田 PECtier1^{注2)}を算出したところ、非水田 PECtier1 は 0.037 ppb となった。

(2) 生物濃縮係数

ベンゼン環の炭素を¹⁴Cで標識したクレソキシムメチル（0.025 ppm）を用いた28日間の取込期間及び14日間の排泄期間を設定したニジマスの魚類濃縮性試験が実施された。本試験の結果からBCF_{ss}^{注3)}は115と算出された。

(3) 推定残留量

(1) 及び (2) の結果から、クレソキシムメチルの水産動植物被害予測濃度：0.037ppb、

BCF : 115 とし、下記のとおり推定残留量が算出された。

$$\text{推定残留量} = 0.037 \text{ ppb} \times (115 \times 5) = 21.275 \text{ ppb} \approx 0.021 \text{ ppm}$$

注 1) 農薬取締法第 3 条第 1 項第 6 号に基づく水産動植物の被害防止に係る農薬の登録保留基準設定における規定に準拠

注 2) 既定の地表流出率、ドリフト率で河川中に流入するものとして算出したもの。

注 3) BCF_{ss}: 定常状態における被験物質の魚体中濃度と水中濃度の比で求められた BCF。

(参考): 平成 19 年度厚生労働科学研究費補助金食品の安心・安全確保推進研究事業「食品中に残留する農薬等におけるリスク管理手法の精密化に関する研究」分担研究「魚介類への残留基準設定法」報告書

5. ADI の評価

食品安全基本法(平成 15 年法律第 48 号)第 24 条第 1 項第 1 号及び第 2 項の規定に基づき、食品安全委員会あて意見を求めたクレソキシムメチルに係る食品健康影響評価について、以下のとおり評価されている。

無毒性量 : 36 mg/kg 体重/day

(動物種) ラット

(投与方法) 混餌

(試験の種類) 慢性毒性試験及び発がん性試験

(期間) 2 年間

安全係数 : 100

ADI : 0.36 mg/kg 体重/day

発がん性試験において、雌雄のラットで肝腫瘍の発生頻度増加が認められたが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価にあたり閾値を設定することは可能であると考えられた。

なお、評価に供された遺伝毒性試験において *in vitro* 試験の一部で陽性の結果が得られたが、小核試験を始め *in vivo* 試験では陰性の結果が得られたので、クレソキシムメチルは生体にとって問題となる遺伝毒性はないと結論されている。

6. 諸外国における状況

1998 年に JMPR における毒性評価が行われ、ADI が設定されている。国際基準は大麦、仁果類等に設定されている。

米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてりんご、ぶどう等に、カナダにおいてりんご、なし等に、EU においてねぎ、トマト等に、オーストラリアにおいてすいか、りんご等に、ニュージーランドにおいて小麦、りんご等に基準値が設定されている。

7. 基準値案

(1) 残留の規制対象

農産物及び魚介類にあつては、クレソキシムメチルのみとし、畜産物にあつては、クレソキシムメチル及び代謝物 M9 とする。

一部の作物残留試験において、代謝物 M2 及び代謝物 M9 の分析が行われているが、いずれもクレソキシムメチルと比較して十分に低い残留量であることから、農産物の規制対象には含めないこととする。

畜産物に係る基準値案は国際基準を準用していることから、代謝物 M9 も規制対象に含めることとした。

国際基準は、反芻類及び家禽における代謝試験の結果、各組織で代謝物 M9 が主要な残留物であったため、畜産物における規制対象を代謝物 M9 としている。

なお、食品安全委員会による食品健康影響評価においては、農産物、畜産物及び魚介類中の暴露評価対象物質としてクレソキシムメチル（親化合物のみ）を設定している。

(2) 基準値案

別紙 2 のとおりである。

(3) 暴露評価

各食品について基準値案の上限までクレソキシムメチルが残留していると仮定した場合、国民栄養調査結果に基づき試算される、1 日当たり摂取する農薬の量（理論最大 1 日摂取量(TMDI)）の ADI に対する比は、以下のとおりである。詳細な暴露評価は別紙 3 参照。

なお、本暴露評価は、各食品分類において、加工・調理による残留農薬の増減が全くないとの仮定の下に行った。

	TMDI/ADI (%) ^{注)}
国民平均	9.8
幼小児 (1~6 歳)	21.4
妊婦	7.0
高齢者 (65 歳以上)	10.3

注) TMDI 試算は、基準値案×各食品の平均摂取量の総和として計算している。

(4) 本剤については、平成 17 年 11 月 29 日付け厚生労働省告示第 499 号により、食品一般の成分規格 7 に食品に残留する量の限度（暫定基準）が定められているが、今般、残留基準の見直しを行うことに伴い、暫定基準は削除される。

クレソキシムメチル国内作物残留試験一覧表

農作物	試験圃場数	試験条件				最大残留量 (ppm) 注1) 【クレソキシムメチル/M2/M9】
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
温州みかん (果肉)	2	50%水和剤	2000倍散布 400L/10a	3回	14, 28, 42日	圃場A:0.765*/<0.01/<0.01 (*3回, 42日) 圃場B:0.606*/<0.01/<0.01 (*3回, 28日)
温州みかん (果皮)	2	50%水和剤	2000倍散布 400L/10a	3回	14, 28, 42日	圃場A:9.90/0.13/0.18 圃場B:16.5/0.06*/0.03* (*3回, 42日)
夏みかん (果実全体)	2	50%水和剤	2000倍散布 500, 400L/10a	3回	15, 28, 45日 14, 28, 45日	圃場A:0.922/<0.01/<0.01 (3回, 15日) 圃場B:1.82/<0.01/<0.01
かぼす (果実)	2	50%水和剤	2000倍散布 400, 300L/10a	3回	14, 31, 45日 14, 30, 45日	圃場A:4.55/0.04*/0.04* (*3回, 45日) 圃場B:1.48*/0.04**/0.02 (*3回, 30日/**3回, 45日)
りんご (果実)	2	50%水和剤	1500倍散布 600, 400L/10a	3回	30, 45, 60日 28, 42, 56日	圃場A:1.97*/0.09**/0.16** (*3回, 30日/**3回, 45日) 圃場B:0.925/0.02/0.06 (3回, 28日)
りんご (果実)	2	50%水和剤	1500倍散布 600, 800L/10a	3回	1, 7, 14日	圃場A:1.42/-/- 圃場B:1.68/-/- (3回, 14日) (#) 注2)
なし (果実)	2	50%水和剤	2000倍散布 400L/10a	3回	14, 30, 45日 14, 29, 44日	圃場A:0.213*/<0.01*/0.02** (*3回, 14日/**3回, 30日) 圃場B:0.942/0.02/0.04 (3回, 14日)
なし (果実)	2	50%水和剤	2000倍散布 400L/10a	3回	1, 3, 7日	圃場A:1.50/-/- 圃場B:2.26/-/-
もも (果肉)	2	50%水和剤	2000倍散布 400L/10a	3回	1, 7, 30日 1, 7, 29日	圃場A:0.120*/0.01**/0.19** (*3回, 7日/**3回, 30日) 圃場B:0.032/<0.01/0.08* (*3回, 29日)
ネクタリン (果実)	2	50%水和剤	2000倍散布 270, 400L/10a	3回	1, 7, 14日	圃場A:2.26/-/- 圃場B:1.72/-/-
うめ (果実)	2	50%水和剤	2000倍散布 260, 400L/10a	3回	7, 14, 30日	圃場A:1.64/<0.01/0.08 圃場B:2.60/<0.01/0.14* (*3回, 30日)
ブルーベリー (果実)	2	50%水和剤	2000倍散布 300L/10a	3回	7, 14, 30日 7, 14, 21日	圃場A:0.94/-/- (3回, 14日) 圃場B:0.8/-/-
ぶどう (果実)	2	50%水和剤	2000倍散布 400L/10a	3回	14, 29, 44日 14, 28, 42日	圃場A:5.68/0.18*/0.24* (*3回, 44日) 圃場B:0.554/0.10/0.05
ぶどう (果実)	2	50%水和剤	2000倍散布 400L/10a	3回	14, 30, 44日	圃場A:6.58/0.10*/0.12* (*3回, 30日) 圃場B:1.30/0.18*/0.12* (*3回, 30日)
かき (果実)	2	50%水和剤	3000倍散布 400L/10a	3回	14, 30, 45日 15, 32, 48日	圃場A:0.370/0.02*/<0.01 (*3回, 30日) 圃場B:0.520*/0.02**/<0.01** (*3回, 32日/**3回, 15日)
かき (葉及び葉柄)	2	50%水和剤	3000倍散布 300, 600L/10a	3回	7, 14, 21, 30, 45日 7, 14, 20, 30, 45日	圃場A:7.5/-/- (3回, 21日) 圃場B:23.6/-/-
キウイフルーツ (果肉)	2	50%水和剤	2000倍散布 300, 400L/10a	3回	1, 7, 14日	圃場A:0.282/-/- (3回, 7日) 圃場B:0.203/-/-
あけび (果実)	2	50%水和剤	3000倍散布 500, 350L/10a	3回	7, 14, 21日	圃場A:0.34/-/- (3回, 14日) 圃場B:0.33/-/-
ブルーベリー (果実)	2	50%水和剤	3000倍散布 750L/10a	2回	14, 21, 30日 14, 21, 29日	圃場A:<0.5/-/- (2回, 14日) (#) 圃場B:3.0/-/- (2回, 14日) (#)
さんしょう (果実)	2	50%水和剤	2000倍散布 300L/10a	2回	7, 14, 21, 30, 44日 7, 14, 21, 30日	圃場A:6.4/-/- 圃場B:1.4/-/-
マンゴー (果実)	2	50%水和剤	2000倍散布 200, 300L/10a	3回	1, 7, 15日 1, 7, 14日	圃場A:0.10/-/- 圃場B:0.10/-/- (3回, 7日)
バナナ (果実)	2	50%水和剤	2000倍散布 200, 300L/10a	3回	7, 14, 21日	圃場A:1.93/-/- (3回, 21日) (#) 圃場B:1.70/-/- (3回, 21日) (#)
小麦 (種子)	2	44.2%水和剤	2000倍散布 100-150, 150L/10a	3回	14, 32, 47日 14, 29, 45日	圃場A:<0.005/<0.01/<0.01 圃場B:0.018/0.01*/<0.01 (*3回, 45日)
小麦 (種子)	2	44.2%水和剤	500倍散布 25L/10a	3回	14, 28, 42日 14, 28, 41日	圃場A:<0.02/-/- 圃場B:<0.02/-/-
大麦 (種子)	2	44.2%水和剤	2000倍散布 100-150, 150L/10a	3回	14, 30, 45日 14, 28, 42日	圃場A:0.282/0.06*/<0.01 (*3回, 30日) 圃場B:1.91/0.12*/0.10 (*3回, 28日)
やまのいも (塊茎)	2	44.2%水和剤	2000倍散布 250L/10a	3回	7, 14, 21日	圃場A:<0.005/-/- 圃場B:<0.005/-/-
きゅうり (果実)	2	44.2%水和剤	3000倍散布 250-300, 242L/10a	3回	1, 3, 7日	圃場A:0.130/0.02/0.04 圃場B:0.122/0.01/0.02
すいか (果実)	2	44.2%水和剤	2000倍散布 200L/10a	3回	1, 3, 7日	圃場A:0.026/-/- 圃場B:0.020/-/- (3回, 3日)
メロン (果実)	2	44.2%水和剤	2000倍散布 200L/10a	3回	1, 3, 7日 1, 4, 8日	圃場A:0.018/-/- 圃場B:0.012/-/-
かぼちゃ (果実)	2	44.2%水和剤	3000倍散布 250, 300L/10a	3回	1, 3, 7日	圃場A:0.006/-/- (3回, 3日) 圃場B:0.066/-/- (3回, 7日)
なす (果実)	2	44.2%水和剤	1000倍散布 200L/10a	3回	1, 3, 7日	圃場A:1.13/-/- (3回, 1日) (#) 圃場B:1.06/-/- (3回, 1日) (#)
ピーマン (果実)	2	44.2%水和剤	3000倍散布 300L/10a	3回	1, 3, 7日	圃場A:0.382/0.03*/0.02 (*3回, 3日) 圃場B:0.829/0.02*/0.02** (*3回, 3日/**3回, 7日)
はくさい (茎葉)	2	44.2%水和剤	3000倍散布 200L/10a	3回	3, 7, 14日	圃場A:0.983/-/- 圃場B:0.671/-/-

農作物	試験圃場数	試験条件				最大残留量 (ppm) 注1) 【クレソキシムメチル/M2/M9】
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
たかな (茎葉)	2	44.2%水和剤	3000倍散布 200L/10a	2回	7, 14, 21日	圃場A: 4.8/-/- 圃場B: 1.5/-/-
たいさい (茎葉)	2	44.2%水和剤	3000倍散布 200L/10a	2回	7, 14, 21日	圃場A: 1.0/-/- 圃場B: 3.4/-/-
いちご (果実)	2	44.2%水和剤	3000倍散布 250, 300L/10a	3回	1, 3, 7日	圃場A: 0.553/-/- 圃場B: 2.18/-/-
にら (茎葉)	2	44.2%水和剤	3000倍散布 150L/10a	3回	1, 3, 7日	圃場A: 8.49/-/- (3回, 3日) 圃場B: 17.2/-/- (3回, 3日)
にら (花茎)	2	44.2%水和剤	3000倍散布 200L/10a	3回	1, 3, 7日	圃場A: 2.46/-/- 圃場B: 3.66/-/-
根深ねぎ (茎葉)	2	44.2%水和剤	2000倍散布 100L/10a	3回	7, 14, 30日	圃場A: 0.790/0.02/0.02 圃場B: 0.334/<0.01/0.01
葉ねぎ (茎葉)	2	44.2%水和剤	2000倍散布 100L/10a	3回	7, 14, 30日	圃場A: 0.442/0.04/0.05 圃場B: 0.773/0.02/0.02
わけぎ (茎葉)	2	44.2%水和剤	3000倍散布 200L/10a	2回	7, 14, 21日	圃場A: 0.3/-/- 圃場B: 0.1/-/-
たまねぎ (鱗茎)	2	44.2%水和剤	2000倍散布 150L/10a	3回	1, 7, 14日	圃場A: <0.005/-/- 圃場B: <0.005/-/-
にんにく (鱗茎)	2	44.2%水和剤	2000倍散布 200L/10a	3回	7, 14, 21日	圃場A: <0.005/-/- 圃場B: <0.005/-/-
にんじん (根部)	2	44.2%水和剤	2000倍散布 200L/10a	3回	7, 14, 21日	圃場A: 0.050/-/- 圃場B: 0.009/-/-
てんさい (根部)	2	44.2%水和剤	2000倍散布 120L/10a	5回	21, 28, 43日 21, 30, 45日	圃場A: 0.014/-/- (5回, 21日) (#) 圃場B: <0.005/-/- (5回, 21日) (#)
食用ぎく (花卉)	2	44.2%水和剤	3000倍散布 493, 200L/10a	2回	3, 7, 14日	圃場A: 18.6/-/- (2回, 3日) (#) 圃場B: 6.72/-/-
なばな (花茎)	2	44.2%水和剤	3000倍散布 250L/10a	2回	1, 3, 7, 14日	圃場A: 15.4/-/- 圃場B: 11.3/-/-
たらき (茎葉)	2	44.2%水和剤	2000倍散布 300L/10a	2回	76, 87, 95日 67, 81, 85日	圃場A: 0.02/-/- (2回, 76日) 圃場B: 0.10/-/- (2回, 81日)
すいぜんじな (茎葉)	2	44.2%水和剤	3000倍散布 200L/10a	2回	7, 14, 21日	圃場A: 14.2/-/- 圃場B: 15.0/-/-
アスパラガス (若茎部)	2	44.2%水和剤	2000倍散布 300L/10a	3回	1, 3, 7日	圃場A: 0.5/-/- 圃場B: <0.3/-/-
食用ゆり (鱗茎)	2	44.2%水和剤	2000倍散布 200L/10a	3回	7, 14, 21日	圃場A: <0.01/-/- 圃場B: <0.01/-/-
パセリ (茎葉)	2	44.2%水和剤	3000倍散布 200L/10a	1回	7, 14, 21日	圃場A: 10.8/-/- (1回, 21日) 圃場B: 18.2/-/- (1回, 21日)
しそ (葉)	2	44.2%水和剤	4000倍散布 100, 150L/10a	1回	7, 14, 21日	圃場A: 3/-/- (1回, 7日) 圃場B: 7/-/- (1回, 7日)
しそ (茎葉)	2	44.2%水和剤	3000倍散布 200L/10a	2回	3, 7, 14日	圃場A: 4.4/-/- 圃場B: 3.2/-/-
茶 (荒茶)	2	44.2%水和剤	2000倍散布 200L/10a	3回	7, 10, 17, 28日 7, 10, 14, 28日	圃場A: 8.28/-/- 圃場B: 7.28/-/-
茶 (浸出液)	2	44.2%水和剤	2000倍散布 200L/10a	3回	7, 10, 17, 28日 7, 10, 14, 28日	圃場A: 1.52/-/- 圃場B: 1.30/-/-
やまのいも (むかご)	2	44.2%水和剤	2000倍散布 300L/10a	3回	7, 14, 21日	圃場A: 0.58/-/- (3回, 21日) 圃場B: 0.68/-/-
ししとう (果実)	2	44.2%水和剤	4000倍散布 300, 350L/10a	2回	1, 3, 7日	圃場A: 0.5/-/- 圃場B: 0.8/-/- (2回, 1日) (#)
タアサイ (茎葉)	2	44.2%水和剤	3000倍散布 200L/10a	3回	1, 7, 14日	圃場A: 6.0/-/- 圃場B: 18.8/-/-
のぎわな (茎葉)	2	44.2%水和剤	3000倍散布 50-200L/10a	3回	14, 21, 28日	圃場A: 0.85/-/- (#) 圃場B: 2.72/-/- (#)
葉にんにく (葉・鱗茎)	2	44.2%水和剤	2000倍散布 200L/10a	3回	7, 14, 21日	圃場A: 4.0/-/- 圃場B: 16/-/-
しゅんぎく (茎葉)	2	44.2%水和剤	3000倍散布 200L/10a	3回	3, 7, 14日	圃場A: 6.16/-/- 圃場B: 13.1/-/-
きゅうり (花・果実)	2	44.2%水和剤	3000倍散布 200L/10a	2回	3, 7, 14日	圃場A: 0.10/-/- 圃場B: 0.06/-/-
バジル (葉)	2	44.2%水和剤	3000倍散布 200L/10a	2回	7, 14, 21日	圃場A: 1.6/-/- 圃場B: 2.6/-/-
はっか (葉)	2	44.2%水和剤	3000倍散布 200, 150L/10a	2回	7, 14, 21日	圃場A: 1.6/-/- 圃場B: 1.7/-/-
食用金魚草 (花)	2	44.2%水和剤	3000倍散布 150L/10a	2回	7, 14, 21日	圃場A: 1.2/-/- 圃場B: 1.0/-/-
サラダ菜 (茎葉)	2	44.2%水和剤	3000倍散布 100L/10a	3回	3, 7, 14日	圃場A: 2.6/-/- 圃場B: 3.8/-/-

農作物	試験圃場数	試験条件			最大残留量 (ppm) 注1) 【クレソキシムメチル/M2/M9】	
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
らっきょう (鱗茎)	2	44.2%水和剤	200倍散布 浸漬処理	1回	91, 120, 150, 282日 90, 120, 150, 273日	圃場A: <3/-/- (1回, 91日) 圃場B: <3/-/- (1回, 90日)
食用トレニア (花柄)	2	44.2%水和剤	4000倍散布 150L/10a	2回	3, 7, 14日	圃場A: 4.59/-/- 圃場B: 10.8/-/-
食用パンジー (花柄)	2	44.2%水和剤	4000倍散布 150L/10a	2回	7, 14, 21日	圃場A: 11.1/-/- (2回, 7日) 圃場B: 3.40/-/- (2回, 7日)
きく (葉)	2	44.2%水和剤	3000倍散布 200L/10a	2回 3回	3, 7, 14日	圃場A: 5.8/-/- 圃場B: 10.4/-/- (3回, 7日) (#)
セルリー (茎葉)	2	44.2%水和剤	3000倍散布 300, 200L/10a	3回	1, 7, 14日	圃場A: 6.52/-/- 圃場B: 4.66/-/- (3回, 7日)
甘長とうがらし (果実)	2	44.2%水和剤	4000倍散布 300L/10a	2回	1, 3, 7日	圃場A: 1.3/-/- 圃場B: 0.4/-/-
食用タンポポ (茎葉)	2	44.2%水和剤	3000倍散布 200L/10a	2回	7, 14, 21日	圃場A: 4.68/-/- 圃場B: 20.8/-/-
ズッキーニ (果実)	2	44.2%水和剤	3000倍散布 300L/10a	3回	1, 3, 7日	圃場A: 0.56/-/- 圃場B: 0.31/-/-
食用かえで (葉, 葉柄, 枝)	2	44.2%水和剤	3000倍散布 400L/10a	2回	21, 30, 45日	圃場A: 44.6/-/- (2回, 45日) (#) 圃場B: 30.2/-/- (2回, 45日) (#)
ディル (葉)	2	44.2%水和剤	3000倍散布 200L/10a	2回	3, 7, 14日	圃場A: 4.9/-/- 圃場B: 2.4/-/-
おおさきな (茎葉)	2	44.2%水和剤	3000倍散布 300L/10a	2回	1, 3, 7日	圃場A: 9.54/-/- 圃場B: 15.6/-/-

注1) 最大残留量：当該農薬の申請の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験（いわゆる最大使用条件下の作物残留試験）を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留量。（参考：平成10年8月7日付「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に係る意見具申」）

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合において、収穫までの期間が最短の場合にのみ最大残留量が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留量が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について（ ）内に記載した。

注2) (#)印で示した作物残留試験成績は、申請の範囲内で試験が行われていない。なお、適用範囲内ではない試験条件を斜体で示した。

クレソキシムメチル海外作物残留試験一覧表

農作物	試験圃場数	試験条件				最大残留量 (ppm) ^{注1)} 【クレソキシムメチル】
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
ブラックカラント (果実)	5	500g/kg水和剤	5000倍散布 0.1kg ai/ha	3回	14, 21日	圃場A:0.50
					13, 21日	圃場B:0.22 (#) ^{注2)} (3回、13日)
					14, 21日	圃場C:0.18
					14, 21日	圃場D:0.13
					14, 21日	圃場E:0.16

注1) 最大残留量：当該農薬の申請の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験（いわゆる最大使用条件下の作物残留試験）を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留量。（参考：平成10年8月7日付「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に係る意見具申」）

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合において、収穫までの期間が最短の場合にのみ最大残留量が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留量が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について（ ）内に記載した。

注2) (#)印で示した作物残留試験成績は、申請の範囲内で試験が行われていない。なお、適用範囲内ではない試験条件を斜体で示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.05				
小麦	0.1	0.1	○	0.05		<0.005,0.018/<0.02,<0.02 0.282,1.91(\$) (大麦参照)
大麦	5	5	○	0.1		
ライ麦	5	5	○	0.05		
とうもろこし		5				
そば		5				
その他の穀類	5	5	○			(大麦参照)
大豆		0.1				
小豆類		0.05				
えんどう		0.05				
そら豆		0.05				
らっかせい		0.1				
その他の豆類		0.05				
ばれいしょ		0.1				<0.005,<0.005
さといも類(やつがしらを含む。)		0.1				
かんしょ		0.1				
やまいも(長いもをいう。)	0.02	0.1	○			
こんにゃくいも		0.1				
その他のいも類		0.1				
てんさい	0.1	0.1	○			
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.3				0.983,0.671
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		30				
かぶ類の根		0.3				
かぶ類の葉		30				
西洋わさび		0.3				
クレソン		30				
はくさい	2	2	○			
キャベツ		2				
芽キャベツ		30				
ケール		30				
こまつな		30				
きょうな		30				
チンゲンサイ		30				
カリフラワー		30				
ブロッコリー		30				
その他のあぶらな科野菜	25	30	○			6.0,18.8(\$)(タアサイ)
ごぼう		0.3				6.16,13.1(\$) 2.6,3.8(サラダ菜) 18.6(\$)(#),6.72(食用ぎく)
サルシフィー		0.3				
アーティチョーク		30				
チコリ		30				
エンダイブ		30				
しゅんぎく	20	30	○			
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	10	30	○			
その他のきく科野菜	25	30	○			
たまねぎ	0.02	0.1	○			<0.005,<0.005 0.790,0.334(根深ねぎ) 0.442,0.773(葉ねぎ)
ねぎ(リーキを含む。)	2	2	○			
にんにく	0.1	0.1	○			8.49,17.2(\$) 0.5,<0.3
にら	25	30	○			
アスパラガス	1	30	○			
わけぎ	2	2	○			4.0(\$),16(葉にんにく)
その他のゆり科野菜	25	30	○			

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
にんじん パースニップ パセリ セロリ みつば その他のせり科野菜	0.2 25 15	0.3 0.3 30 30 30	○ ○ ○			0.050,0.009 10.8,18.2(\$) 6.52(\$),4.66
トマト ピーマン なす その他のなす科野菜	2 3 3	3 2 3 3	○ ○ ○			0.382,0.829 1.13(#),1.06(#) 1.3(\$),0.4(甘長とうがらし)
きゅうり(ガーキンを含む。) かぼちゃ(スカッシュを含む。) しろうり すいか メロン類果実 まくわうり その他のうり科野菜	0.5 2 0.3 1 1 0.3	0.5 0.5 3 1 1 1 3	○ ○・申 ○ ○ ○ ○	0.05		0.130,0.122 0.56(\$),0.31(ズッキーニ) きゅうりの作物残留試験成 績の2倍として設定した。 0.10,0.06(きゅうり(花・果実))
ほうれんそう たけのこ オクラ しょうが 未成熟えんどう 未成熟いんげん えだまめ		30 0.3 2 0.3 0.05 0.05 0.05				
マッシュルーム しいたけ その他のきのこ類		0.05 0.05 0.05				
その他の野菜	60	30	○・申			44.6(\$)(#),30.2(#) (食用かえで(葉))
みかん なつみかんの果実全体 レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実	2 10 10 10 10 10 10	2 10 10 10 10 10 10	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	0.5 0.5		0.765,0.606 4.55,1.48(かぼす)
りんご 日本なし 西洋なし マルメロ びわ	5 5 5 0.2	5 5 5 0.2 0.2	○ ○ ○ ○	0.2 0.2 0.2 0.2		1.42,1.68(#) 1.50,2.26 日本なし参照
もも ネクタリン あんず(アプリコットを含む。) すもも(プルーンを含む。) うめ おうとう(チェリーを含む。)	1 5 5 2 5	1 5 20 20 5 20	○ ○ ○ ○ ○			2.26,1.72 うめ、スモモ参照 0.94,0.8 1.64,2.60
いちご ラズベリー ブラックベリー ブルーベリー クランベリー ハックルベリー その他のベリー類果実	5 0.9	5 20 20 20 20 20	○ ○		0.9 EU	<0.5(#),3.0(#) 【EU ブラックカラント参照】 【0.50,0.22(#),0.18,0.13,0. 16(n=5)(EU) (ブラックカラ ント)】
	1	20			1 EU	

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ぶどう	15	15	○	1		5.68/6.58
かき	5	5	○			
バナナ	5	5	○			1.93(#),1.70(#)
キウイ	1	1	○			
パパイヤ		5				
アボカド		5				
パイナップル		5				
グアバ		5				
マンゴー	0.3	5	○			0.10,0.10
パッションフルーツ		5				
なつめやし		20				
その他の果実	1	20	○	0.2		0.34,0.33(あけび)
ひまわりの種子		0.1				
ごまの種子		0.1				
べにばなの種子		0.1				
綿実		0.1				
なたね		0.1				
その他のオイルシード		0.1				
ぎんなん		0.1				
くり		0.1				
ペカン		0.1				
アーモンド		0.1				
くるみ		0.1				
その他のナッツ類		0.1				
茶	15	20	○			8.28,7.28(荒茶)
ホップ		0.1				
その他のスパイス	25	30	○			9.90,16.5(\$)(みかん果皮)
その他のハーブ	30	30	○			4.68,20.8(\$)(食用タンポポ)
牛の筋肉	0.05	0.05		0.05		
豚の筋肉	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05		0.05		
牛の脂肪	0.05	0.05		0.05		
豚の脂肪	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05		0.05		
牛の肝臓	0.05	0.05		0.05		
豚の肝臓	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.05		0.05		
牛の腎臓	0.05	0.05		0.05		
豚の腎臓	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	0.05		0.05		
牛の食用部分	0.05	0.05		0.05		
豚の食用部分	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.05		0.05		
乳	0.01	0.01		0.01		
鶏の筋肉	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの筋肉	0.05	0.05		0.05		
鶏の脂肪	0.05	0.02		0.05		
その他の家きんの脂肪	0.05	0.02		0.05		
鶏の肝臓		0.02				
その他の家きんの肝臓		0.02				
鶏の腎臓		0.05				
その他の家きんの腎臓		0.05				
鶏の食用部分		0.02				
その他の家きんの食用部分		0.02				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
鶏の卵 その他の家きんの卵		0.02 0.02				
魚介類	0.03					推:0.021
干しぶどう	2	2		2		
食用オリーブ油(バージンオイルに限る。)	0.7	0.7		0.7		

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
「登録有無」の欄に「申」の記載があるものは、農薬の登録申請等の基準値設定依頼がなされたものであることを示している。
(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。
(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。
「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

クレスキシムメチル推定摂取量 (単位: $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$)

食品名	基準値案 (ppm)	国民平均 TMDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
小麦	0.1	11.7	8.2	12.3	8.3
大麦	5	29.5	0.5	1.5	18.0
ライ麦	5	0.5	0.5	0.5	0.5
その他の穀類	5	1.5	1.0	2.5	1.5
やまいも (長いものをいう。)	0.02	0.1	0.0	0.0	0.1
てんさい	0.1	0.5	0.4	0.3	0.4
はくさい	2	58.8	20.6	43.8	63.4
その他のあぶらな科野菜	25	52.5	7.5	5.0	77.5
しゅんぎく	20	50.0	12.0	38.0	74.0
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	10	61.0	25.0	64.0	42.0
その他のきく科野菜	25	10.0	2.5	12.5	17.5
たまねぎ	0.02	0.6	0.4	0.7	0.5
ねぎ (リーキを含む。)	2	22.6	9.0	16.4	27.0
にんにく	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
にら	25	40.0	17.5	17.5	40.0
アスパラガス	1	0.9	0.3	0.4	0.7
わけぎ	2	0.4	0.2	0.2	0.6
その他のゆり科野菜	25	22.5	2.5	2.5	45.0
にんじん	0.2	4.9	3.3	5.0	4.5
パセリ	25	2.5	2.5	2.5	2.5
セロリ	15	6.0	1.5	4.5	6.0
ピーマン	2	8.8	4.0	3.8	7.4
なす	3	12.0	2.7	9.9	17.1
その他のなす科野菜	3	0.6	0.3	0.3	0.9
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.5	8.2	4.1	5.1	8.3
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	2	18.8	11.6	13.8	23.0
しろりり	0.3	0.1	0.0	0.0	0.2
すいか	1	0.1	0.1	0.1	0.1
メロン類果実	1	0.4	0.3	0.10	0.3
その他のうり科野菜	0.3	0.2	0.0	0.7	0.2
その他の野菜	60	756.0	582.0	576.0	732.0
みかん	2	83.2	70.8	91.6	85.2
なつみかんの果実全体	10	1.0	1.0	1.0	1.0
レモン	10	3.0	2.0	3.0	3.0
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	10	4.0	6.0	8.0	2.0
グレープフルーツ	10	12.0	4.0	21.0	8.0
ライム	10	1.0	1.0	1.0	1.0
その他のかんきつ類果実	10	4.0	1.0	1.0	6.0
りんご	5	176.5	181.0	150.0	178.0
日本なし	5	25.5	22.0	26.5	25.5
西洋なし	5	0.50	0.50	0.50	0.50
マルメロ	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0
もも	1	0.5	0.7	4.0	0.1
ネクタリン	5	0.5	0.5	0.5	0.5
あんず (アプリコットを含む。)	5	0.5	0.5	0.5	0.5
すもも (プルーンを含む。)	2	0.4	0.2	2.8	0.4
うめ	5	5.5	1.5	7.0	8.0
いちご	5	1.5	2.0	0.5	0.5
ブルーベリー	5	0.5	0.5	0.5	0.5
クランベリー	0.9	0.1	0.1	0.1	0.1
その他のベリー類果実	1	0.1	0.1	0.1	0.1
ぶどう	15	87.0	66.0	24.0	57.0
かき	5	157.0	40.0	107.5	248.0
バナナ	5	63.0	56.5	43.5	88.5
キウイ	1	1.8	1.3	1.1	2.0
マンゴー	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の果実	1	3.9	5.9	1.4	1.7
茶	15	45.0	21.0	52.5	64.5
その他のスパイス	25	2.5	2.5	2.5	2.5
その他のハーブ	30	3.0	3.0	3.0	3.0
陸棲哺乳類の肉類	0.05	2.9	1.6	3.0	2.9
陸棲哺乳類の乳類	0.01	1.4	2.0	1.8	1.4
家禽の肉類	0.05	1.0	0.9	0.8	1.0
魚介類	0.03	2.8	1.3	2.8	2.8
計		1873.2	1218.0	1403.6	2015.8
ADI比 (%)		9.8	21.4	7.0	10.3

TMDI：理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

高齢者については畜水産物の摂取量データがないため、妊婦については家きんの卵類及び水産物の摂取量データがないため、国民平均の摂取量を参考とした。

(参考)

これまでの経緯

- 平成 9 年 1 2 月 2 2 日 初回農薬登録
平成 1 7 年 1 1 月 2 9 日 残留農薬基準告示
平成 2 2 年 7 月 6 日 農林水産省より厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準
設定依頼（適用拡大：ズッキーニ、かえで）並びに基準値設定
依頼（魚介類）
平成 2 2 年 8 月 1 1 日 厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に
係る食品健康影響評価について要請
平成 2 4 年 3 月 1 日 食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評
価について通知
平成 2 4 年 7 月 1 3 日 薬事・食品衛生審議会へ諮問
平成 2 4 年 7 月 2 5 日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

- | | |
|--------|------------------------------|
| 石井 里枝 | 埼玉県衛生研究所水・食品担当主任研究員 |
| ○大野 泰雄 | 国立医薬品食品衛生研究所長 |
| 尾崎 博 | 東京大学大学院農学生命科学研究科獣医薬理学教室教授 |
| 斉藤 貢一 | 星薬科大学薬品分析化学教室准教授 |
| 佐藤 清 | 一般財団法人残留農薬研究所業務執行理事・化学部長 |
| 高橋 美幸 | 農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所上席研究員 |
| 永山 敏廣 | 東京都健康安全研究センター食品化学部長 |
| 廣野 育生 | 東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授 |
| 松田 りえ子 | 国立医薬品食品衛生研究所食品部長 |
| 宮井 俊一 | 一般社団法人日本植物防疫協会技術顧問 |
| 山内 明子 | 日本生活協同組合連合会執行役員組織推進本部長 |
| 由田 克士 | 大阪市立大学大学院生活科学研究科公衆栄養学教授 |
| 吉成 浩一 | 東北大学大学院薬学研究科医療薬学講座薬物動態学分野准教授 |
| 鰐淵 英機 | 大阪市立大学大学院医学研究科都市環境病理学教授 |

(○：部会長)

答申(案)

クレソキシムメチル

食品名	残留基準値
	ppm
小麦	0.1
大麦	5
ライ麦	5
その他の穀類 ^{注1)}	5
やまいも(長いもをいう。)	0.02
てんさい	0.1
はくさい	2
その他のあぶらな科野菜 ^{注2)}	25
しゅんぎく	20
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	10
その他のきく科野菜 ^{注3)}	25
たまねぎ	0.02
ねぎ(リーキを含む。)	2
にんにく	0.1
にら	25
アスパラガス	1
わけぎ	2
その他のゆり科野菜 ^{注4)}	25
にんじん	0.2
パセリ	25
セロリ	15
ピーマン	2
なす	3
その他のなす科野菜 ^{注5)}	3
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	2
しろうり	0.3
すいか	1
メロン類果実	1
その他のうり科野菜 ^{注6)}	0.3
その他の野菜 ^{注7)}	60
みかん	2
なつみかんの果実全体	10
レモン	10
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	10
グレープフルーツ	10
ライム	10
その他のかんきつ類果実 ^{注8)}	10
りんご	5
日本なし	5
西洋なし	5
マルメロ	0.2
もも	1
ネクタリン	5
あんず(アプリコットを含む。)	5
すもも(プルーンを含む。)	2
うめ	5
いちご	5
ブルーベリー	5
クランベリー	0.9
その他のベリー類果実 ^{注9)}	1
ぶどう	15
かき	5
バナナ	5
キウイ	1
マンゴー	0.3

※今回基準値を設定するクレソキシムメチルとは、畜産物にあつてはクレソキシムメチル及び代謝物M9【2-[2-(4-ヒドロキシ-2-メチルフェノキシメチル)フェニル]-2-メトキシイミノ酢酸】をクレソキシムメチルに換算したものの和をいい、その他の食品にあつてはクレソキシムメチルのみをいう。

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注3)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注4)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注5)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注6)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注7)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注8)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注9)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

クレソキシムメチル (つづき)

食品名	残留基準値
	ppm
その他の果実 ^{注10)}	1
茶	15
その他のスパイス ^{注11)}	25
その他のハーブ ^{注12)}	30
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注13)} の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.05
豚の肝臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05
牛の腎臓	0.05
豚の腎臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05
牛の食用部分 ^{注14)}	0.05
豚の食用部分	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05
乳	0.01
鶏の筋肉	0.05
その他の家きん ^{注15)} の筋肉	0.05
鶏の脂肪	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05
魚介類	0.03
干しぶどう	2
食用オリーブ油 (バージンオイルに限る。)	0.7

注10)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注11)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注12)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注13)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注14)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注15)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。